

令和2年11月農業委員会定例会議事録

日時	令和2年11月20日（金）午後1時30分～午後2時32分
場所	さぬき市役所 本庁 301、302会議室
	議事録署名委員の指名について
日程第1	諸報告
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について (会長提出議案第1号～3号)
日程第3	農地改良届について (会長提出議案第4号)
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について (会長提出議案第5号～7号)
日程第5	農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について (会長提出議案第8号～9号)
日程第6	農地法第5条に基づく申請審議について (会長提出議案第10号～15号)
日程第7	農用地利用集積計画の審議について (会長提出議案第16号)
日程第8	その他
出席委員	1 楠 豊 2 吉原博美 3 朝倉重弘 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 間嶋正憲 8 大塚ノブ子 10 廣瀬 徹 11 川田政美 12 十川隆行 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 芳竹和政(会長職務代理者) 18 松原俊幸(会長)
欠席委員	9 岡村義弘
事務局	藤井 浩事務局長 山下智資課長補佐 頼富伸次副主幹 脇谷哲士主任主事
農林水産課	玉木省三副主幹
農地機構	松岡一海農地集積専門員 猪熊 正農地集積専門員
傍聴者	無

議長（会長）	<p>地区代表委員からの報告が終わりました。議案第1号から第3号につきまして、質疑等がありましたら発言を認めます。</p> <p>ございませんか。</p>
全委員	<p>「質疑なし」との声あり。</p>
議長（会長）	<p>それでは、議案第1号から第3号につきましてお諮りします。議案第1号から第3号について異議ありませんか。</p>
全委員	<p>「異議なし」との声あり。</p>
議長（会長）	<p>それでは、議案第1号から第3号を原案のとおり認めることと致します。続きまして、日程第3 農地改良届について、会長提出議案第4号を議題とし、上程致します。</p> <p>それでは、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>今回の農地改良届でございますが、1件ございまして、面積にして、当該農地面積が3,940㎡の1筆でございます。それでは、議案書のほうを読み上げさせていただきます。</p> <p>会長提出議案第4号、地区番号2、受付年月日が令和2年11月2日。申請人は●●●●●●●●●●の●●●●様でございます。申請地は●●●●●●●●●●番。台帳、現況ともに田、地積3,940㎡農地改良後の地目も変更なしで田。農地改良後の営農計画は、造成後、トマトハウスの設置を予定しております。なお、工事のほうの着完予定年月日でございますが、本年の12月1日から翌令和3年4月30日を予定しております。盛土による農地改良でございます。備考欄のほうでございますが、3,940㎡のうち約2,900㎡、盛土40cmで4棟のハウス予定のうち2棟を設置予定でございます。お手元の資料の4ページ目から6ページ目、あるいは、6ページ目の最後のところが耕作状況でございます。ご確認いただきたいと思っております。</p> <p>概要を申し上げますと、申請地はさぬき市●●、●●●●●●●●、●●●●●●●●から北東へ約650m入ったところで、周辺地は、ご覧のとおり、平成8年に完工した圃場整備地が広がる第1種農地でございます。申請者は現在、ミニトマト栽培を営み、農地面積約1,600㎡に対し収穫量は現在、約24tでございます。今後の経営安定のために、本年8月に農地機構を介し取得した農地3,940㎡のうち約2,900㎡、40cm程度の盛土を行いまして、最大4棟のトマトハウス設置計画をし、今回は奥行57m、間口10mの2棟、1,100㎡程度を設置し、経営拡大を図るものでございます。なお、資料を精査致しますと、隣接農地の関係者の同意並びに地元水利組合及び土地改良区の同意も得られている状況でございます。以上です。</p>
議長（会長）	<p>事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。</p>
松岡浩二委員	<p>●●地区で11月17日に7名で現地確認を行いました。先ほど事務局の説明のとおりで、特に問題ないと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。</p>
議長（会長）	<p>地区代表委員からの報告が終わりました。議案第4号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。</p>
全委員	<p>「質疑なし」との声あり。</p>

を掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●、●●●●●●●●●●●●から東北へ約930mに位置し、申請地の隣接は田、宅地及び道路、水路に接しております。土地利用計画図等から、申請人は昭和51年4月から5月にかけて農業用機械や車両の出入りを容易にするため住宅敷地内への進入路として造成したものであり、今般、無断転用が判明したため是正をするものです。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区からお願い致します。

楠 豊委員

それでは、ご報告致します。会長提出議案第5号の4条申請ですが、内容については事務局の説明のとおりであります。この案件は無断転用案件であります。委員会と致しましては、現地を確認し、各同意もあることから、今回是正を行うということで仕方なかろうということになりましたので、よろしくお願い致します。

議長（会長）

続きまして、●●地区代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

川田政美委員

第6号議案、●●●●●●●●●●、●●●●●●さんですが、これも併せ利用地とともに全員で現地確認致しました。農機具とかいろんな、そういったものも一緒に入っておりますので、止むを得ないかと思えます。よろしく申し上げます。

続きまして、第7号議案ですが、これも併せ利用地、無断転用ありますけれども、止むを得ないかと思えますので、よろしくお願い致します。

議長（会長）

各地区代表委員からの報告が終わりました。議案第5号から第7号までにつきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

ございませんか。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第5号から第7号までにつきましてお諮りします。議案第5号から第7号までについて異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第5号から第7号までを原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、日程第5 農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について、会長提出議案第8号及び第9号を議題とし一括上程致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

議案書の4ページでございます。農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について、今月の5条に基づく事業計画変更の案件は2件でございます。面積にして379㎡、2筆です。

それでは、個別の案件を説明致します。

会長提出議案第8号、地区番号は3、受付年月日、令和2年11月2日。

ういう感じがします。現況は雑種地かもしらんけど。そういう感じがします。以上。

議長（会長）　　これはもう毎回、毎回、延長が出てきているので。

大塚ノブ子委員　　前はきれいに草刈りをしておりました。それで、倉庫が建つということで、ああ、これは建つのだなと思っておりました。今回見ましたら、もう自然のままです。あれは宅地と見られんなと、現地確認したとき、みんながそう言ったのです。宅地だったらもっと。

議長（会長）　　志度地区はどういうふうな判断をなさっているのですか。

大塚ノブ子委員　　雑種地にしましょうということになったね。

稲田俊美委員　　はい。

大塚ノブ子委員　　雑種地が適当じゃないのですかということになったのですけど。もっと宅地なら手入れをしとってほしい。

議長（会長）　　志度地区の委員さん、発言してください。

稲田俊美委員　　売れんと。売りにかかるとるけど、売れないから、そのままになって、草が今うんと生えとったので、現状だったら雑種地でええんじゃないかと思えます。

議長（会長）　　廣瀬さんは。

寒川 巧委員　　現況主義から見たら雑種地なのでしょうね。草が生えているから。

廣瀬 徹委員　　私の印象では、柿の木はあるし、切りかけたイチジクの木はあるし、こっちには水道の蛇口が出とって、何かマンホールみたいな小さいのもあるし、地上げはしとるのだけど、確かに草ぼうぼうで、何か変なものは置いてあるし。雑種地かなというふうな判断しましたけど。

寒川 巧委員　　間違っていないのですよ。雑種地判断で間違っていないけど、持ち主さんそこへ言って、できるだけ、宅地だから周りの人が迷惑するから管理しなさいということ。地目を変更するとなると、やっぱり雑種地に変えてなんかという費用もかかりますし。

議長（会長）　　費用とかそういうふうなんは関係ないですよ。

寒川 巧委員　　いや、だけど、それはやっぱり。

議長（会長）　　それは、農業委員会、関係ない。それは業者が言うことであって。

寒川 巧委員　　それでいいのですね。業者というよりも、宅地ですから、だから、道とかはいいけれども、地目を変える必要はないかなと感じました。

議長（会長）　　ほかに、皆、意見、どうですか。
岩澤君、どうですか。

岩澤佳宣委員　　宅地で申請して、宅地で通つとると。ほんなら、それがたまたま売れなか

ったために延びとるといっているのであれば、周りの環境に影響を及ぼさないように管理してくれということだけ伝えとったら、別に変更する必要はないでしょう。

議長（会長）

僕の知っとる範囲内で一言、言わせてもらえたらと思うのですが、徳島のほうでは、こういうふうなことがあったら、次、購入するときにはペナルティをつけて、2か月とか3か月延ばしとるそうです。それと、例えば、ここで買い付けが出ていますよね。それをもう向こうへ延ばして、処理ができてから発行するようなことも聞いております。

他に意見ないですか。

吉原博美委員

これ申請はもともと分譲目的でしているのです、それを今さら変更とかはできんと思うので、やっぱり分譲の目的に沿うように、そのまま売るように推進するしかないのでは。

それから、逆に、これを元に戻すのはとてもじゃないけど不可能なことなので、それだったらもう今の状況で、許可を得てしているのです、事業の変更ですから、変更の期間を延ばして、売るように努力をしようということですので、そのままええんでないのかなと思います。

ただ、管理の面については、先ほどおっしゃったように、してもらおうという考えでいいのではないかなと思います。

議長（会長）

残った場合は、次また購入、次々購入しても、一時的にストップはできるけれど。そうせんと、残ったからと言って放っとかれたのでは困るのです、はっきり言うて。売れないなら買う必要ないでしょう。

吉原博美委員

それも分かるけど、土地、一旦購入した土地を分譲して区画をしとけば、やっぱりどこの分譲地見たってそういうところありますよね。

議長（会長）

でも、ここの場合はちょっとひどいですよ、はっきり言うて。分譲するにも、少しずつ買って行ってする。よそはぱっと買ったら、公園とかああいいうなんを全部つくるのです。ここはつくらんで、ひっつけていく。やり方がちよっと、きついと思います。

皆さん、どうしますか、これ。

川田政美委員

もう指導しましょう。指導。指導にしましょう。

議長（会長）

志度の方、それで構いませんか。

そうしたら、指導すること。

事務局

指導は行いつつ、審査はお願いできるということによろしいですね。

議長（会長）

それでは、議案第8号、第9号までにつきましてお諮りします。議案第8号及び9号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第8号及び第9号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、日程第6 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第10号から第15号までを議題とし一括上程致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

ろうということになりましたので、よろしくお願い致します。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

大塚ノブ子委員 第11号のご報告をさせていただきます。●●地区、●●の●●さんの土地ですけど、資材置場としてどこかにないかなと探していたところ、ちょうどこの土地があったので、話がまとまったそうです。書類もそろっておりますし、事務局の説明のとおりで私たちよろしかろうということでOKを出しております。よろしくご審議いただきたいと思います。

第12号について、ご報告いたします。●●●の宅地分譲としての土地ですけれど、高齢化の●●さんのことを考えますと、これも致し方ないのではないかとということで、よろしかろうということで、よろしくご審議いただきたいと思います。

それと、第13号につきまして、●●●●、●●さんですけれども、これは無断転用の是正ということで、私たちよろしいのではないかと認めることにしました。よろしくご審議いただきたいと思います。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

川田政美委員 第14号議案ですけど、●●さん、これは息子さんが跡取りということで帰って来られるそうなので、致し方ないと思います。よろしくお願い致します。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

十河道夫委員 18日、農業委員、推進委員全員で現地確認を致しました。無断転用はありますが、問題なしと判断致しましたので、ご審議のほうよろしくお願い致します。

議長（会長） 各地区代表委員からの調査結果の報告が終わりました。議案第10号から第15号までにつきまして質疑等がありましたら発言を認めます。ごさいませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第10号から第15号までにつきましてお諮りします。議案第10号から第15号までについて異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第10号から第15号までを原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、日程第7 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第16号を上程致します。

なお、今月の議案で、農地中間管理事業対象農用地等総括表の6番から8番が十川隆行委員の、それと、19番から22番が藤澤委員の関係議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

では、事務局より説明を求めます。

事務局 会長提出議案第16号についてご説明致します。農地の貸し借りについての説明となります。

議案書の7ページから11ページの間の説明となっております。法人が1

1件、個人が10件、中間管理機構が20件の合計41件となっております。41件のうち、新規が24件、再設定が17件となっております。41件のうち、賃借権が7件、使用賃借権が34件となっております。賃借権の内訳としまして、6,130円が1件、5,079円が1件、5,000円が3件、2,156円が1件、物納が1件となっております。期間は、10年が4件、6年が17件、5年が7件、3年が13件となっております。

続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表の36件について説明します。こちらの用紙の説明となります。

貸付先は、個人27件、法人9件となっております。設定する権利等の種類は、賃借権が7件、使用賃借権が29件となっております。期間は、10年が9件、6年が27件となっております。利用内容は、水稻、麦、野菜の作付けとなっております。以上です。

議長（会長）

説明が終了致しました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件が多いので、一括して質疑に入りますので、質疑等がある場合は、整理番号指定の上ご発言ください。

ございませんか。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、農地中間管理事業対象農用地総括表の6番から8番、19番から22番を除く議案第16号について、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

では、原案のとおり認めることと致します。

続きまして、十川隆行委員、藤澤委員の関係議案である農地中間管理事業対象農用地等総括表の6番から8番、19番から22番の審議に入りますので、それでは、十川委員、藤澤委員、両委員の退席を求めます。

（十川委員、藤澤委員 退席）

議長（会長）

では、事務局より説明を求めます。

事務局

農地中間管理事業対象農用地等総括表についての委員さんの案件は7件で、賃借権が2件、使用賃借権が5件となっております。期間は、6年が7件となっております。利用内容については、水稻、野菜の作付けとなっております。以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。質疑等はありませんでしょうか。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

では、原案のとおり承認致します。

退席されている十川委員、藤澤委員、両委員の再入場を認めます。

（十川委員、藤澤委員 着席）

議長（会長）	本日上程の議案につきましては以上ですが、日程第8 その他で、事務局、ありませんか。
事務局	皆さんのお手元にお配りしておる緑の封筒、その中に、この間の農地パトロールの結果を受けた利用意向調査に使うものが入っています。 A4の大きさとA3の大きさの2種類入っていると思うのですが、A4のほうは地番と地目、それと面積と、あと、これからどういう利用の意向があるのか丸つけできるようになっているので、聞いた分はこちらのほうで記入してください。 それと、もう一つのA3のほうは、この番号に沿ってその土地の所有者、それと対象となる土地、それと、農地台帳で誰が耕作人になっているか、それを示したものでございます。それを見ながら回ってください。それと、中には市外の所有者の方もおられますが、これは調べようがないと思うので飛ばしていただいても結構です。 それで、回った後で、来月の農業委員会のときに、こちらのほう、名簿と調査したものとを一緒に提出してください。それと、あと場所とかがもし分かりにくいとかいうのがあったら、パトロールのときに使った地図をそちらのほうに置いていきますので、確認したり、必要なときには持って帰っていただいたりして結構なので、調査してください。よろしくお願ひします。
岩澤佳宣委員	電話番号も何も分からんのに、これどうやって調べたらいいですか。所有者が分かっても、電話番号も何も、この頃、電話番号載っとらんでしょう。あれ見たって、どこの人やら分からんでしょう。地番見たって、地番や、むしろ地図持っとらんのに、どうやって調べるのですか。パトロールしたときには地番が出とるけど。
事務局	パトロールの地図はここにあるので、またそれをお貸しするので、調査に行くときにそれで調べていただいたらと。
岩澤佳宣委員	家が分からなかったら、どうしたらいいですか。持ち主のあれと家と違う場合があるでしょう。書いている家と持ち主の土地の所有者の名前とが違う場合があります。
議長（会長）	そういうことがあったら、また事務局のほうへ一応連絡してください。調べて、またお伝え致しますから。 他にございませんか。
大塚ノブ子委員	そうしたら、市外の方が載つとるところはもう、そのまま置いとったらよろしいですか。
議長（会長）	連絡がつかん場合。
大塚ノブ子委員	はい。県外とか、高松とか。
事務局	それはもう放つといていただいても。こちらのほうから郵送か何かで確認はしますので。
議長（会長）	他にございませんか。
事務局	それでは、次回の定例会でございまして、来月は12月18日金曜日13時30分からこの会場となっております。

それと、先日からお願いしておりました今月末の30日の研修会のほうでございませぬが、このご時世のところ、まだ中止、延期のお話は入っておりませぬので、予定どおりアイレックスのほうは開催ということになっております。なお、まだ、地区、出席の報告をいただいていない場所につきましては、終了後、お出しいただければと思います。

ご案内でも申し上げましたとおり、作業服、それと業務必携、それと、コロナ対策への自分のマスク等々は必ずご準備のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長（会長）

以上をもちまして、令和2年11月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なるご審議ありがとうございました。

（14時32分閉会）

議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・0名

・農地改良届について

賛成委員・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について

賛成委員・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について

賛成委員・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 10番

署名委員 11番